

第143回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成29年2月9日(木)

招集場所 米子市役所旧庁舎 605会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 生田 英夫委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員 5番 安達 卓是委員
6番 森中 喜輝委員 7番 田口 正廣委員 8番 仲本 悟委員 9番 小林 秀美委員
10番 新納 勝美委員 11番 矢倉 篤實委員 12番 山中 春夫委員 13番 井田 律子委員
14番 松林 貢委員 15番 大縄 敬次委員 16番 高橋 敦美委員 17番 三島 通政委員(部会長)

欠 席 2番 森田 正敏委員

事務局 池口事務局長 宅和係長 足立主幹 河野主幹 山本主幹 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 部会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第54号 米子市農用地利用集積計画の決定について
エ 第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

議事開始 午後2時45分

議長（三島委員）

現地調査に引き続き、第143回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。それでは、議席番号13番の井田委員と議席番号14番の松林委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席は、高西会長、2番森田委員です。

それでは、審議に入ります。初めに、3ページの議案第52号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ番号35の富益町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号35の富益町について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人の事務所の隣接農地を規模拡大のため、売買で取得し

ようとするものです。取得後の経営面積は929アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

3番（友森委員）

譲渡人は当該農地の管理が難しく、隣に住所のある譲受人の要望で、規模拡大のため農地を売買により2,278平米を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号36の河崎について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号36の河崎について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、備考欄にも記載しましたが、議案6ページ5条1項の規定による許可申請番号96関連です。譲受人が所有する農地に子が住宅を建築するにあたって、その奥にある当該農地への進入路がなく、また、譲渡人が高齢となり、農業後継者がいないため、譲受人が規模拡大を図ることもあり、売買により農地の取得をしようとするものです。

議案14ページ利用権設定各筆明細の番号2-19のとおり、利用権設定の申し出も受けております。譲受人は経営面積7アール、利用権設定による借り受け予定面積20アール、この度の申請地が4アールで合計32アールとなり、下限面積の30アールの要件を満たします。許可につきましては、利用権設定開始日の平成29年3月1日付けとなります。その他の要件につきましては、別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

12番（山中委員）

譲受人が会社を退職しまして、農業をやろうということで規模拡大のため、隣接の403平米を売買により取得したいということです。許可要件については、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第53号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ番号92の淀江町今津について審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（生田委員）

92番について説明します。今日、現地調査した場所です。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町今津の畑で201平方メートルです。申請人は、家族で市内のアパートで生活しているが、子供の成長を考え、申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅や公共施設等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当するものと思われます。また、淀江町は非線引き都市計画区域のため、3,000平方メートル未満は、開発許可が不要であることを確認しています。

転用については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号93の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

3 番（友森委員）

9 3 番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、夜見町の畑で面積は1 3 5 平方メートルです。申請人と譲渡人は夫婦であり、この度、東京在住の長男が戻ってくることから、手狭で不便なため、今住んでいる住宅の近隣に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者、土地改良区、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅や公共施設等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当するものと思われます。開発許可は、都市計画法第3 4 条第1 1 号に該当する見込みです。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号9 4 の吉岡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8 番（仲本委員）

9 4 番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、吉岡の田で面積は9 5 3 平米です。申請者は売電収入を見込み、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。土地改良区、隣接耕作者、実行組合の排水同意もあります。申請地は、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接する区域にある農地で、その規模が1 0ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当すると思われます。太陽光発電施設の建設については開発許可が不要です。

転用については問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号9 5 の彦名町について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7 番（田口委員）

95番について説明をいたします。最初に現地を見てもらった場所でございます。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は384平方メートルです。申請者は、家族4人でアパートに住んでいますが、将来のことを考え職場や実家に近い申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、住宅や公共施設等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当するものと思われま。開発許可は、都市計画法第34条第11号に該当する見込みです。

転用については、問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は挙手をお願ひいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号96の河崎について審議します。地元委員さんから説明をお願ひいたします。

12番（山中委員）

96番について説明します。2番目に見に行った田んぼでございます。申請地は、水田で331平方メートルです。申請者は、市内の借家で生活していますが、将来の家族が増えることを考え、家族の家から近い申請地に住宅の建築を計画したものです。

なお、譲受人と譲渡人は親子です。土地改良区、隣接耕作者、実行組合の排水同意もあります。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接する区域にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当すると思われま。開発許可は、都市計画法第34条第11号に該当する見込みです。

転用については問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願ひいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ議案第54号をお願ひいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

今月は利用権設定が45件、所有権移転が1件ございます。

それでは、10ページ番号2-1について審議いたしますが、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

そういたしますと、番号2-1について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

番号2-1は、再設定です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

続きまして、10ページ番号2-2から14ページ番号2-19まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

10ページ番号2-2から番号2-5は、再設定です。11ページ番号2-6は、再設定です。番号2-7は、貸付人が兼業により経営縮小したための貸付です。番号2-8から番号2-10は、再設定です。12ページ番号2-11は、再設定です。番号2-12及び番号2-13は、貸付人が高齢化したため経営縮小したことによる貸付です。番号2-14は、再設定です。13ページ番号2-15は、取り下げです。番号2-16及び番号2-17は、貸付人が病気等で労力不足になったため、貸付けるものです。番号2-18は、再設定です。14ページ番号2-19は、借受人の要望による貸付です。

以上、番号2-15を除く、番号2-2から番号2-19は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、16ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号2-1から21ページ番号2-26までを一括審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

16ページ番号2-1は、地権者の意向による貸付です。番号2-2は、合理化事業から中間管理事業への移行です。番号2-3から番号2-5は、地権者の意向による貸付です。17ページ番号2-6から番号2-8は、地権者の意向による貸付です。番号2-9及び番号2-10は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。18ページ番号2-11は、地権者の意向による貸付です。番号2-12は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。番号2-13から番号2-15は、地権者の意向による貸付です。番号2-16は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。19ページ番号2-17は、地権者の意向による貸付です。番号2-18は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。番号2-19は、地権者の意向による貸付です。20ページ番号2-20及び番号2-21は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。番号2-22は、地権者の意向による貸付です。番号2-23及び番号2-24は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。番号2-25は、地権者の意向による貸付です。21ページ番号2-26は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

以上、番号2-1から番号2-26まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、23ページ所有権移転各筆明細について、番号2-1を審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

番号2-1は、1月13日付で、鳥取県から鳥取県農業農村担い手育成機構が取得した農地で、近隣ほ場を耕作する農家が規模拡大のために取得しようとするものです。取得後の経営面積は958アールとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、24ページ、議案第55号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、25ページ番号1から29ページ番号18について一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

25ページ番号1から29ページ番号18まで全て、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

32ページから33ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について8件を受理しております。
続きまして、34ページから35ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について7件を受理しております。

続きまして、36ページから37ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について6件を受理しております。

続きまして、38ページから39ページ、(4)非農地現況証明について7件を証明しています。

続きまして、40ページ、(5)農地転用現況確認書交付について3件を交付しています。

議長（三島委員）

本日本日予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（池口事務局長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（三島委員）

そういたしますと、これを持ちまして、第143回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時17分